

利根町パブリックコメント手続実施要綱の解説

現行	改正案
<p><u>(目的)</u></p> <p>第1条 この要綱は、<u>パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、町の政策等の意思決定過程における町民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働による町政の推進に資することを目的とする。</u></p> <p>【考え方】</p> <p>1. この手続は、町の政策等の意思決定過程において、町民参加の機会の拡大と、町民等の様々な意見等の聴取により、町政の公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働によるまちづくりを推進するため実施するものです。</p> <p>2. この手続は、政策等の案について町民の意見を聴き、意思決定を行うための参考とするもので、提出された意見に必ずしも拘束されるものではなく、また、賛成・反対の意見の多少で意思決定の方向を判断するものではありません。</p> <p>(定義)</p>	<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この要綱は、<u>利根町みんなのまち基本条例（令和4年利根町条例第18号）第18条の規定に基づき、町の政策等の意思決定過程における町民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民との協働による町政の推進に資するため、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(注釈)</p> <p>1 利根町みんなのまち基本条例（以下「みんなのまち基本条例」という。）第18条のパブリックコメントの規定に基づき、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>利根町みんなのまち基本条例（抜粋）</p> <p>(パブリックコメント)</p> <p>第18条 町は、重要な条例、計画等の制定、改定等に当たっては、事前にその案を公表して町民から意見等を募るパブリックコメントを実施します。</p> <p>2 町は、パブリックコメント手続によって提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その意見等に対する考え方を町民に公表します。</p> <p>(定義)</p>

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

(3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の者

ウ 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に所在する学校に在学する者

オ 町に対して納税義務を有する者

カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事業に利害関係を有する者

【考え方】

(第1号)

パブリックコメント手続は、町の政策等の案について、町が最終的な意思決定を行う前に、町民等に広く公表し、意見等を求め、提出された意見等が当該政策等の案に反映できるかどうかを検討するものです。また、政策等の案の最終的な意思決定後に、意見等の

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 町の政策等の意思決定過程において、その案の趣旨、内容等を広く公表し、町民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

(3) 町民等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の者

ウ 町内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

エ 町内に所在する学校に在学する者

オ 前各号に掲げるもののほか、次条に規定するパブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有する者

(注釈)

1 町民等の定義については、みんなのまち基本条例第3条に規定する町民のほか、次条に規定するパブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例、計画等の制定、改定等）に関し利害関係を有するものを含めるものとする。

利根町みんなのまち基本条例（抜粋）

採用・不採用にかかわらず，提出された意見等とそれに対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

(第2号)

実施機関は，この制度を町政全般に適用させるため，議決機関である議会及び審査機関である固定資産評価審査委員会を除く，町の機関のすべてをこの制度の実施機関としています。

(第3号)

町民等は，本町に在住，在学又は在勤する者のほか，町内に事務所又は事業所を有する個人や法人，納税義務者，また，町外に居住してパブリックコメント手続に係る政策等と利害関係にある者（町内を拠点として活動している団体など）も，「町民等」として位置付けることで，広く意見を提出できるようにするものです。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の全体（町政全般）又は個別分野における基本的な施策に関する計画，指針等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は，次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住所を有する者，町内に通勤する者，町内に通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町の全体（町政全般）又は個別分野における基本的な施策に関する計画，指針等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更
- (4) 町民等に義務を課し，又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数

料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(5) 町の基本的な方向を定める憲章, 宣言等の制定又は改廃

(6) 前各号に掲げるもののほか, 実施機関が特に必要と認めるもの

【考え方】

政策等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは, 実施機関(政策等の所管課)が, 本要綱の趣旨及び規定に基づいて判断します。その判断の説明責任は, 実施機関(政策等の所管課)が負います。

(第1号)

「町の全体又は個別分野における基本的な施策に関する計画, 指針等の策定又は改定」とは, 町政全般や個別の行政分野における将来の町の施策展開の計画や基本方針など進むべき方向, その他基本的な事項を定める計画, 方針等のことをいい, 構想, 計画, 指針など名称を問いません。

ただし, 国の計画等との整合性を図るため策定に関して町の裁量の余地がないもの, 特定地域を対象としたものや個別の事業実施計画, 行政機関内部の方針などは除きます。

例えば, 総合振興計画, 地方版総合戦略×, 地域防災計画, 地域福祉計画, 次世代育成支援行動計画, 子ども・子育て支援事業計画, 男女共同参画推進プランなどが対象となります。

(第2号)

「町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改

料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃

(5) 町の基本的な方向を定める憲章, 宣言等の制定又は改廃

(6) 前各号に掲げるもののほか, 実施機関が特に必要と認めるもの

(注釈)

1 パブリックコメント手続の対象となる政策等(重要な条例, 計画等の制定, 改定等)について規定するものである。

(1) 町の全体(町政全般)又は個別分野における基本的な施策に関する計画, 指針等の策定又は改定

《対象となる計画, 指針等》

「別記1 第5次利根町総合振興計画と主な個別計画一覧」参照

(2) 町の基本的な施策に関する方針等を定める条例の制定又は改廃

《対象となる条例》

「別記2 これまでにパブリックコメント手続を実施した条例一覧」参照

※パブリックコメントを実施して策定等をした計画等に基づき, 条例を制定し, 又は改廃する場合は, パブリックコメント手続の対象の適用外となる。

(例; 小学校統合基本方針に基づく学校設置条例の改正など)

(3) 広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更

《対象となる計画, 指針等》

「廃」とは、町政全般や個別の行政分野における基本理念、方針等を推進する上での共通の制度を定めるものをいいます。ただし、課等設置条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは除きます。

例えば、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例などが対象となります。

(第3号)

「広く町民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は変更」とは、構想、計画、指針など名称を問いませんが、広く町民の利用が予想される公民館、図書館、公園等の施設の整備に係る理念、機能等を定める計画のことをいい、事業実施計画などは該当しません。従って、現在ある道路の路盤改良や舗装の新設、公園等にある設備の更新など、現在ある施設の維持、復旧、機能の改良は含みません。

例えば、公共施設等総合管理計画（H28策定予定）、橋梁長寿命化計画などが対象となります。

(第4号)

1. 「町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例をいいます。

ただし、金銭徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項で直接請求の対象から除外されていることを踏まえ、この手続

「別記1 第5次利根町総合振興計画と主な個別計画一覧」参照

(4) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（町税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

《対象となる条例》

「別記2 これまでにパブリックコメント手続を実施した条例一覧」参照

2 パブリックコメント手続を実施する場合は、パブリックコメントの内容について町民に十分に理解してもらうため、特に重要な政策等については、原則として説明会の開催をお願いします。

の対象としていません。

2. 条例の内容としては、町民等に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。

例えば、公害防止条例、土採取事業規制条例、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例、都市公園の設置及び管理に関する条例などが対象となります。

(第5号)

「町の基本的な方向を定める憲章、宣言等の制定又は改廃」とは、町民憲章、交通安全宣言、非核平和都市宣言などをいいます。

(第6号)

「前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの」とは、町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等の制定又は改廃をいいます。ただし、特定の者などに対する個別的な処分は、対象としていません。

「規則」については、地方自治法第15条の規定により、法令に特別の定めがある場合は、条例によらず町民に義務を課し、又は権利を制限することができることされており、一般に法律又は政令に根拠がある場合は、規則で町民に義務を課し、又は権利を制限することができますとされています。

《参考》

○地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

○地方自治法第15条第1項

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

○地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（対象の適用除外）

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- （1） 緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
- （2） 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- （3） 法令等により、町民等の意見聴取の手続方法が定められている場合
- （4） 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を経て作成した報告又は答申等に基づき、政策等を決定する場合

（対象の適用除外）

第4条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、パブリックコメント手続の対象としないことができる。

- （1） 緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合
- （2） 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- （3） 法令等により、町民等の意見聴取の手続方法が定められている場合
- （4） 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を経て作成した報告又は答申等に基づき、政策等を決定する場合

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

【考え方】

(第1号)

「緊急を要するもの」とは、パブリックコメント手続実施に伴う所要期間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリックコメント手続を経る余裕がない場合をいいます。例えば、災害対策など緊急に対応する必要がある場合などをいいます。

また、「軽微なもの」とは、次のようなものが考えられます。

(1)法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理、字句の改正など

(2)町民生活、事業活動等に影響を及ぼさない軽易なもの

(3)大幅な改正や基本的な事項の改正を伴わないもの又は上位計画の変更により一部の表現を変更するもの

(4)条例であれば単純な文言や法令の改正により自動的に改正を要するもの

(第2号)

「実施機関に裁量の余地がないと認められる場合」とは、法令や国、県の計画に内容が詳細に規定されており、実施機関に裁量の余地がないと認められるときは適用しません。

(第3号)

「町民等の意見聴取の手続方法が法令等により、別に定められている場合」とは、法令などの規定により、公聴会の開催などの実施が

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

(注釈)

1 パブリックコメント手続の対象の適用除外について定めるものである。

(1) 緊急を要するもの又は軽微なものと認める場合

町民の生命、財産等を守るために緊急に議会に上程する必要がある条例案又は基本的な事項の改正を伴わない軽微(文言など)な改正等を実施する場合

(2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合

法令や国・県の計画に基づき町で計画等を策定するもので、策定方法や内容について実施機関の裁量がない場合

(3) 法令等により、町民等の意見聴取の手続方法が定められている場合

都市計画の決定など、法令等により縦覧や意見書の提出、公聴会の開催等の手続が定められている場合

(4) 実施機関の附属機関又はこれに準ずる機関において、この要綱に準じた手続を経て作成した報告又は答申等に基づき、政策等を決定する場合

審議会等の附属機関が、この要綱に準じた手続を経て策定した報告や答申に基づいて町が意思決定を行う場合

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合

義務付けられている場合で、具体的には、都市計画法に基づく都市計画決定の際に、法令等（条例等含む）により、公告、縦覧や意見提出、公聴会開催の手續が定められている場合をいいます。

（第4号）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準じる機関において、パブリックコメント手續と同様な方法により手續を経て意思決定を行い、報告や答申などがされた場合をいいます。

（第5号）

地方自治法に基づいて選挙権を有する者から、条例の制定又は改廃の請求を受けた場合に、町長が意見を付して議会に付議する場合をいいます。

町長が意見書を付すことはできるが、その直接請求の内容を修正、変更等することができないため、除外したものです。

《参考》

○地方自治法第74条第3項

普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招

集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（公表の方法）

直接請求により提出された条例案は、町長が修正することができないため

（公表の方法）

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 町民等が政策等の案の内容を理解するために必要な資料
- (3) 政策等の案の公表方法
- (4) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

【考え方】

(第1項)

実施機関は、政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、町民等に対して当該政策等の案を公表することになります。

(第2項)

政策等の案の公表は、政策等の所管課で行うものとし、公表する施設は、利根町役場（情報公開コーナー）以外に、実施機関が指定

第5条 実施機関は、第3条に規定する政策等を策定しようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより行うものとする。ただし、政策等の案又は参考資料が著しく大量である場合には、当該内容の全体を入手する方法等を明示したうえで、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

3 第1項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 町民等が政策等の案の内容を理解するために必要な資料
- (3) 政策等の案の公表方法
- (4) 政策等の案に対する意見の提出期間及び提出方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(注釈)

1 パブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例、計画等の制定、改定等）の案を公表する時期等について定めたものである。公表する時期は、最終決裁前となるので、議会の議決を要するものについては議会上程前となる。

2 公表の方法については、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより公表するものとする。

する場所としては、図書館、生涯学習センターとします。

(第3項)

1. 政策等の案を公表するにあたっては、町民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、町民にとっての分かりやすさを心がけるとともに、案だけでは十分理解できない場合には、必要な資料を併せて提供することとします。

2. 「内容を理解するために必要な資料」としては、根拠法令、上位計画等がある場合はその概要、立案に際して整理した論点及び解説、実施の効果や影響などが考えられます。また、条例案については、単に条文を公表するだけでなく、町民等にわかりやすいように、できるだけ解説等を添付するものとします。

3. 「公表の方法」については、第2項に規定する閲覧等の方法を公表するものとします。

4. 「意見の提出期間」については、第7条第1項の規定により、公表の日から起算して30日以上の間を設けることとなっているので、留意すること。

5. 「意見の提出方法」については、第7条第2項の規定する方法としますが、無記名での提出や誹謗中傷的な意見等については、取り扱えないことになっていることに留意すること。

(公表の周知)

第6条 実施機関は、第5条第1項に規定する公表を行うときまでに、町のホームページ等に掲載し、パブリックコメント手続の実施について町民等へ周知を図るものとする。

3 政策等の案を公表するときは、第1号から第5号までの事項を記載した資料も併せて公表するものとする。

※ 第3条の注釈にも記載していますが、パブリックコメント手続を実施する場合は、パブリックコメントの内容について町民に十分に理解してもらうため、特に重要な政策等については、原則として説明会の開催をお願いします。

(公表の周知)

第6条 実施機関は、第5条第1項に規定する公表を行うときまでに、町のホームページ等に掲載し、パブリックコメント手続の実施について町民等へ周知を図るものとする。

【考え方】

1. パブリックコメント手続を行う事案については、できるだけ早い段階から町民等に実施を周知することとし、その手段としては、町ホームページや「広報とね」への掲載等で必要な情報を提供するものとします。
2. 公表する内容は、次の事項とします。
 - (1) 政策等の案の名称及び概要
 - (2) 公表方法
 - (3) 意見等の提出期間及び提出方法
 - (4) 担当部署名及び問合せ先
3. 「政策等の案の概要」については、その策定における目的や背景などについて、簡潔にできるだけ分かりやすい内容にまとめて明記します。

(意見等の提出期間等)

第7条 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出期間は、公表の日から起算して30日以上期間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、期間を短縮することができる。

2 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵送

(注釈)

1. パブリックコメント手続を実施する前に、町公式ホームページ、広報とね、回覧等により町民へ周知するものとする。
2. 説明会を開催する場合でパブリックコメント手続の日程等が決まっているときは、併せて周知するものとする。

(意見等の提出期間等)

第7条 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出期間は、公表の日から起算して30日以上期間とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、期間を短縮することができる。

2 第5条第3項第4号に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、利根町パブリックコメント意見書（様式第1号）に、住所、氏名及び連絡先を必ず明記し、政策等の案に対する意見を簡潔に記入するものとする。

【考え方】

(第1項)

1. 意見提出には十分な閲覧期間が必要であることから、政策等の策定の意思を決定する前に、公表の日から起算し30日以上意見提出の期間を設けるものとします。

「30日以上意見提出の期間」は、行政手続法第39条（意見公募手続等）第3項の規定では、「意見提出期間」を公示の日から起算して30日以上としていることから、本要綱もそれにならない30日以上意見提出期間を設けたものです。

《参考》

○行政手続法第39条第3項

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、利根町パブリックコメント意見書（様式第1号）に、住所、氏名及び連絡先を必ず明記し、政策等の案に対する意見を簡潔に記入するものとする。

（注釈）

1 意見等の提出期間は、パブリックコメント手続の対象となる政策等（重要な条例、計画等の制定、改定等）の案を公表した日から起算して30日以上期間を確保し設定するものとする。

2 緊急を要するなどやむを得ない理由で期間を短縮する場合は、町民が資料を入手し、意見を提出するために必要な時間を考慮し提出期間を短縮するものとする。なお、その際には、短縮した理由を公表するものとする。

3 意見等の提出については、郵送、電子メールなど、原則文書又は電子的な記録が可能な方法とし、FAXによる提出も認めるものとする。

4 利根町パブリックコメント意見書（様式第1号）に、住所、氏名及び連絡先を必ず明記し、政策等の案に対する意見を簡潔に記入するものとする。なお、提出する意見に責任をもっていただくとともに、意見の内容について確認が必要な場合を想定し、住所、氏名、連絡先等記入を求めるものとする。

めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

2. 30日を下回る期間とすることは、町民が町政へ参加する権利を制約することになることから、やむを得ない理由がある場合に限りなければならない。また、政策等の案の公表にあわせてその理由を公表しなければならないこととします。

3. 「やむを得ない理由」とは、政策等の根拠となる法律の成立から施行期日までの期間が短く、30日以上意見提出期間を設けることができない場合などが想定されます。したがって、事務の遅滞などの理由により期間を短縮することはできないものとします。

実施機関は、期間を短縮する場合にあっても、町民等がパブリックコメントの実

施を知り、政策等の案の内容を理解し、それに対する意見を提出するまでの最低限

必要な期間の確保に努めることとします。

(第2項)

意見等の把握を書面などの記録として確認できるようにするため、提出方法を定め

ています。ただし、視覚障害者などから録音テープ、点字などの提出があった場合は、適切に処理するものとします。

(第3項)

意見等の提出にあたり、町民等に責任ある意見等の提出や必要に応じて確認を行う趣旨から、住所、氏名及び連絡先の明記を求めるものとしていますので、無記名での提出や誹謗中傷的な意見等に対しては、取り扱いができないことになります。

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案について意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、次に掲げる事項を記入した利根町パブリックコメント実施結果表(様式第2号)を作成し、公表しなければならない。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 提出された意見等に基づき政策等の案を修正したときは、その修正内容及び修正理由

3 公表することにより、意見等の提出者及び第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わない

(提出された意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の案について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案について意思決定を行ったときは、意思決定した政策等のほかに、次に掲げる事項を記入した利根町パブリックコメント実施結果表(様式第2号)を作成し、公表しなければならない。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 提出された意見等に基づき政策等の案を修正したときは、その修正内容及び修正理由

3 公表することにより、意見等の提出者及び第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わない

ものとし、提出された意見等のうち類似する意見等をまとめて公表できるものとする。

5 第2項の規定による公表の方法については、第5条第2項の規定を準用する。

【考え方】

(第1項)

実施機関は、町民等から提出された意見等を考慮して、当該政策等に係る意思決定を行います。

(第2項)

実施機関は、意思決定した政策等を公表すると同時に、提出された意見等の概要や提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表します。

また、提出された意見等を考慮し、政策等の案を修正した場合は、その修正内容や理由も公表することになりますが、単に、賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとしします。

(第3項)

公表することで、意見等の提出者や第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合には、その全部又は一部を公表しないこととします。

また、個人情報等（氏名等、法人等事業活動、法令秘情報、非公開条件、審議・検討・協議事項等）は、非公開とします。

(第4項)

ものとし、提出された意見等のうち類似する意見等をまとめて公表できるものとする。

5 第2項の規定による公表の方法については、第5条第2項の規定を準用する。

(注釈)

1 実施機関は、提出された意見等を計画等の趣旨・目的に照らし合わせて十分検討した上で、計画に反映できるものはできる限り反映できるように努め、反映できないものについては、その意見等に対する町の考え方を公表するものとする。

2 意見等は、原則公表するものとし、提出された意見等の概要、実施機関の考え方、修正した場合の修正内容とその理由を公表するものとする。

3 公表することにより、意見等の提出者及び第三者の権利又は利益を侵害するおそれがある場合は、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

4 類似の意見が複数あった場合には、集約して回答するものとする。

5 公表の方法については、第5条第2項の規定を準用し、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町のホームページにより公表するものとする。

実施機関は、提出された意見等に対して個別回答は行いませんが、提出された意見等のうち類似する意見等は、まとめて公表できるものとし、また、提出された意見等の量が多い場合は、実施機関で要約したものを公表することができるものとし、

(第5項)

意思決定した政策等と意見等に対する実施機関の考え方等を公表する方法は、政策等の案を公表する場合に準じることとし、利根町役場（情報公開コーナー）その他実施機関が指定する場所での閲覧及び町ホームページにより行うものとし、

提出された意見が無い場合も、同様の方法で公表するものとし、

(実施状況の公表)

第9条 町長は、町民等の意見等を募集している案件について、利根町パブリックコメント実施状況一覧表（様式第3号）を作成し、町ホームページで公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件の名称、政策等の案の公表の日、意見等の提出期間及び問合せ先を記載するものとする。

【考え方】

1. パブリックコメント手続の対象となっているものについて、町民等が容易に知ることができるよう、現在、意見募集を実施しているものについては、一覧表にして町ホームページに掲載するものとし、また、既に同手続を終了したものについても掲載することとしています。なお、町ホームページで公表する期間は、政策等の案

(実施状況の公表)

第9条 町長は、町民等の意見等を募集している案件について、利根町パブリックコメント実施状況一覧表（様式第3号）を作成し、町ホームページで公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件の名称、政策等の案の公表の日、意見等の提出期間及び問合せ先を記載するものとする。

(注釈)

1 町民等の意見等を募集している案件については、総務課において利根町パブリックコメント実施状況一覧表（様式第3号）を作成し、町公式ホームページで公表するものとする。

の公表の日から起算して1年間とします。

2. 実施状況一覧表は、所管課と連絡をとりながら総務課が作成し、町のホームページで公表することになります。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行の日以後に意思決定を行う施策等について適用する。ただし、施行の際、現に意思決定過程にある政策等で、町民等に意見等を求める手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、適用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

